

福井県報

号外第106号
令和5年
12月26日(火)
火曜日発行

告示

— 目次 —

○保安林の指定の解除の予定(四七五、四七六・森づくり課)……………1

告示

福井県告示第475号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

1 解除予定保安林の所在場所

福井市藁町27字四ノ谷2番1、29字長者屋敷3番2、3番3、3番5、宮郷町25字中尾3番1、4番1、国見元町22字吉平山6番5、23字東南天山2番2、6番、猫瀬町38字札山1番2、奥平町38字坂ケ谷15番1(以上11筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第476号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月26日

福井県知事 杉本 達治

1 解除予定保安林の所在場所

福井市藁町27字四ノ谷2番1、29字長者屋敷3番2、3番3、3番5、宮郷町25字中尾3番1、4番1、国見元町22字吉平山6番5、猫瀬町38字札山1番2、奥平町38字坂ケ谷15番1(以上9筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

令和五年十二月二十六日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県